

市民意見募集(パブリックコメント)結果

「和歌山市国土強靱化地域計画(案)」に関するご意見を募集した結果、1件の意見をいただきましたので、次のとおり公表します。

■募集案件の概要

募集案件	和歌山市国土強靱化地域計画(案)
受付期間	平成27年9月11日～平成27年10月13日
ご意見の件数	1名・1件

■ご意見の概要と市の考え方

No	ご意見の概要	市の考え方
1	<p>強靱な国土を目指すのであれば、津波や水害の浸水地域や土砂災害の発生が予想される地域、活断層から一定距離以内の地域を、居住対象から外し、安全な地域に限定して建築許可を出すようにすべきです。そうすることで、過剰な防潮堤や砂防ダムの建設や、河川や海岸の堤防工事が不要になります。物を作れば将来それをメンテナンスするためのコストが未来永劫必要になります。できるだけ物を作らなくて良い街づくりを目指すべきだと思います。</p> <p>もちろん漁業や観光業等も必要な産業なので、沿岸部に一切物を作らないのは問題なので、例外的に建設可能にしなければならぬと思いますが、その場合、災害発生時に避難場所となり得るような強度を維持できるものに限定すべきだと思います。</p> <p>また、避難場所はもちろん、避難場所への避難経路にあたる道路については、周辺の建</p>	<p>和歌山市では、南海トラフ巨大地震、中央構造線による地震、紀の川洪水などといったさまざまな大規模な自然災害のおそれがあり、浸水、土砂などの被害が想定される地域は市域の大部分を占めていることから、安全な地域へ限定して建築許可を出し、居住対象を考えた場合、居住できる範囲は限定的になります。</p> <p>本市では、そういった地域の特性を踏まえ、市民の皆様に地域の状況を知っていただき、災害が発生した場合に安全な場所へ迅速に避難をしていただくため、防災マップの配布や職員の防災講座による啓発、実践的な行動を身につけるための防災訓練などを実施しています。</p> <p>また、避難場所への経路については、災害発生時に円滑な避難の妨げにならないように、「和歌山市狭あい道路の拡幅整備に係る協議に関する要綱」を定め、狭あい道路の拡</p>

<p>物の耐震基準を上げて、倒壊して避難経路を塞ぐ事を避け、いわゆる二項道路専有のように、本来道路とすべき箇所を専有している物件については、固定資産税の住宅地の特例を外すとか、懲罰的な課税制度を追加する等して、道路部分を専有しない方向に誘導すべきだと思います。さらに、それによって得た資金は、道路専有部分の建築物を撤去するにあたっての補助金に充てると、さらに専有部分の退去が進むと思われます。</p> <p>こういった施策は、5年10年では効果は薄いですが、50年100年経てば、確実に効果が現れ、状況は改善している筈です。しかも、コストはほとんどかからないので、その分のコストを、現状の危険地域に建設する、避難所機能を有する建物に対する補助金に充てる事ができる筈です。是非ご検討をお願い致します。</p>	<p>幅・整備の必要性を周知するとともに、和歌山県が定めた「津波からの円滑な避難に係る避難路沿いの建築物等の制限に関する条例」を踏まえ、建築物等の耐震化を促進しています。</p> <p>国土強靱化地域計画策定後は、短期的な視点だけでなく、長期的な視点も踏まえた強靱なまちづくりを進めていくとともに策定後も必要に応じて見直しを行いながら計画を推進してまいりますので、ご意見にあるようなことも含め、今後のまちづくりの参考とさせていただきますと考えています。</p>
---	--